

～ユースエール認定企業になるまでの流れ～

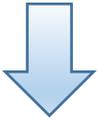


1
求人
申込

(1) 学卒求人など若者を対象とした求人申込みまたは募集

- いわゆる「正社員」として採用されるものに限りませぬ。
※正社員であっても、派遣求人は基準を満たしません。
- 既卒3年以内の方が応募可能なものになります。
- 一般求人の場合は、35歳未満の若者向け求人に限ります。

申請する時点で、
左側の項目が満たされている
有効中の求人が必要！



2
基準
確認

(2) 認定基準を確認後、管轄のハローワークまたは電子申請にて申請書等を提出

1. 認定基準を満たしていることを確認させていただくため、必要書類（裏面参照）を提出してください。

<認定基準の一例>

- 直近3事業年度の、新卒者などの離職率が20%以下
- 前事業年度の、正社員の月平均の所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ
- 前事業年度の、正社員の有給休暇の、年平均の取得日数が10日以上または、年平均取得率（付与日数に占める取得日数の平均）70%以上

ユースエール認定到達度を
診断することができます！



2. 雇用情報（平均継続勤務年数など計14項目）について、自社のホームページなどで公表してください。※申請後、厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」（若者サイト）での公表を予定している場合も可。



3
認定

(3) 「基準適合事業主認定通知書」の交付

- 審査には1ヶ月程度要します。三重労働局にて審査、認定・不認定の決定。
- 「基準適合事業主認定通知書」は三重労働局長名で交付されます。※認定通知書交付式あり

※認定を受けたら・・・

- 若者サイトにて企業情報を公開します。
- 若者雇用促進法に基づく認定マークを使用することができます。
- ハローワークの求人票にユースエール認定企業である旨表示します。
- 労働局主催の面接会などに優先的に参加できます。
- 厳正に制度を運用する観点から、毎事業年度終了後1ヶ月以内に、認定基準への適合状況を記載した書類（裏面参照）を提出する必要があります。



必要書類について



◇申請に必要な書類

- 別添1 基準適合事業主認定申請書
- 別添2 新規学卒者等採用実績及び定着状況報告書
- 別添3 人材育成方針・教育訓練計画報告書
- 別添4 労働時間等実績報告書
- 別添5 有給休暇等取得実績報告書
- 別添6 育児休業等取得実績報告書
- 別添7 関係法令遵守状況報告書
- 別添8 誓約書（認定申請用）
- ・企業情報報告書 ・若者サイト利用規約への同意確認書

三重労働局 HP から
ダウンロード可能！



◇添付書類として、以下の書類のうち必要な書類を併せて提出

- ・若者を対象とした正社員求人又は募集が確認できる書面の写し
- ・週労働時間が確認できる書面（賃金台帳又はタイムカード等の写し）
※前事業年度1年間に在籍する正社員全員分
- ・有給休暇と育児休業等の取得実績が確認できる書面（賃金台帳又は出勤簿等の写し）
※有給休暇：前事業年度1年間に在籍する正社員全員分
※育児休業等：直近3事業年度に在籍する労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者及び
出産した女性労働者分
- ・就業規則又は労働協約の写し
※育児休業等の取得実績が無いものの育児休業制度が整備されている場合
※その他認定基準の確認のために必要な場合

◇基準適合確認書類（毎事業年度終了後1ヶ月以内に提出）

- 別添12 認定状況報告書
 - 別添2 新規学卒者等採用実績及び定着状況報告書
 - 別添3 人材育成方針・教育訓練計画報告書
 - 別添4 労働時間等実績報告書
 - 別添5 有給休暇等取得実績報告書
 - 別添6 育児休業等取得実績報告書
 - 別添13 誓約書（報告用）
 - ・企業情報報告書 ・若者サイト利用規約への同意確認書
- ※賃金台帳やタイムカード等の添付書類は原則不要

三重労働局 HP から
ダウンロード可能！

